

令和5年3月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表

財政課

目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第9号	宇治市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するについて	宇治市手数料条例	1
		宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例	2
		宇治市いじめ調査委員会設置条例	3
		宇治市いじめ再調査委員会設置条例	4
		宇治市行政不服審査会設置条例	5

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第 10 号	宇治市情報公開・個人情報保護審議会条例を制定するについて	宇治市情報公開条例	6
議案第 12 号	宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例	11
議案第 13 号	宇治市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市子ども・子育て会議設置条例	13
議案第 14 号	宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	14

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第 15 号	宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	17
議案第 16 号	宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	21
議案第 17 号	宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市国民健康保険条例	35

宇治市手数料条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第5条 (略) (適用除外) 第6条 宇治市情報公開条例(平成17年宇治市条例第4号)第15条及び宇治市個人情報保護条例(平成19年宇治市条例第2号)第23条第2項の規定による公文書(公文書を複写したものを含む。)の閲覧及びその 写しの交付については、第2条から前条までの規定は、適用しない。	第1条～第5条 (略) (適用除外) 第6条 宇治市情報公開条例(平成17年宇治市条例第4号)第15条の規定による公文書(公文書を複写したものを含む。)の閲覧及びその写しの交付並びに個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第1項の規定による閲覧又は写しの交付については、第2条から前条までの規定は、適用しない。
第7条・第8条 (略)	第7条・第8条 (略)

宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第6章 罰則(<u>第68条・第69条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第67条 (略)</p> <p> 第6章 罰則 (罰則) (新設)</p> <p>第68条・第69条 (略)</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第6章 罰則(<u>第68条～第70条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第67条 (略)</p> <p> 第6章 罰則 (罰則) <u>第68条 第53条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。</u></p> <p>第69条・第70条 (略)</p>

宇治市いじめ調査委員会設置条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第12条 (略) (新設)	第1条～第12条 (略) <u>(罰則)</u> <u>第13条 第10条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。</u>

宇治市いじめ再調査委員会設置条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第12条 (略) (新設)	第1条～第12条 (略) (罰則) <u>第13条 第10条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。</u>

宇治市行政不服審査会設置条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第10条 (略) (新設)	第1条～第10条 (略) (罰則) <u>第11条 第8条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。</u>

宇治市情報公開条例新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p><u>第3章 審査請求等</u></p> <p> <u>第1節 諒問等(第17条—第19条)</u></p> <p> <u>第2節 宇治市情報公開審査会(第20条)</u></p> <p> <u>第3節 審査会の調査及び審議の手続(第21条—第26条)</u></p> <p>第4章 雜則(第27条—第31条)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第16条 (略)</p> <p> <u>第3章 審査請求等</u></p> <p> <u>第1節 諒問等</u></p> <p>第17条 (略)</p> <p> (<u>審査会</u>への諒問等)</p> <p>第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいづれかに該当する場合を除き、<u>第20条第1項に規定する宇治市情報公開審査会</u> _____に諒問しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p><u>第3章 審査請求(第17条—第19条)</u></p> <p> (削る。)</p> <p> (削る。)</p> <p> (削る。)</p> <p>第4章 雜則(第20条—第24条)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第16条 (略)</p> <p> <u>第3章 審査請求</u></p> <p> (削る。)</p> <p>第17条 (略)</p> <p> (<u>審議会</u>への諒問等)</p> <p>第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいづれかに該当する場合を除き、<u>宇治市情報公開・個人情報保護審議会条例(令和5年宇治市条例</u>____号) 第2条第1項に規定する宇治市情報公開・個人情報保護審議会に諒問しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

宇治市情報公開条例新旧対照表

現行	改正案
<p>2・3 (略)</p> <p>第19条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第2節 宇治市情報公開審査会</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(宇治市情報公開審査会)</u></p> <p><u>第20条 諒間に応じ審査請求について調査及び審議を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関として、宇治市情報公開審査会(以下「審査会」という。)を設置する。</u></p> <p>2 審査会は、前項の規定による調査及び審議のほか、情報公開の制度の運営に関する事項について、実施機関に建議することができる。</p> <p>3 審査会は、諮問のあつた日から起算して90日以内に答申するよう努めなければならない。</p> <p>4 審査会は、委員5人以内で組織する。</p> <p>5 委員は、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>7 委員は、再任されることがある。</p> <p>8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>9 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>第19条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(削る。)</p> <p style="padding-left: 2em;">(削る。)</p>

宇治市情報公開条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>第3節 審査会の調査及び審議の手続</u> <u>(審査会の調査権限)</u></p> <p><u>第21条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。</u></p> <p><u>2 諒問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。</u></p> <p><u>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</u></p> <p><u>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に關し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適當と認める者にその知つている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</u></p> <p><u>(意見の陳述)</u></p> <p><u>第22条 審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機會を与えなければならない。ただし、</u></p>	<p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p>

宇治市情報公開条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許諾を得て、補佐人とともに出頭することができる。</u></p> <p><u>(意見書等の提出)</u></p> <p><u>第23条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</u></p> <p><u>(提出資料の写しの送付等)</u></p> <p><u>第24条 審査会は、第21条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの)の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</u></p> <p><u>3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧</u></p>	
	(削る。)
	(削る。)

宇治市情報公開条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聽かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</u></p> <p><u>(調査及び審議の手続の非公開)</u></p> <p><u>第25条 審査会の行う調査及び審議の手続は、公開しない。</u></p> <p><u>(答申書の送付等)</u></p> <p><u>第26条 審査会は、諮詢に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。</u></p> <p><u>第27条～第29条 (略)</u></p> <p><u>(実施状況の公表)</u></p> <p><u>第30条 市長は、毎年、公文書の公開の制度について実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。</u></p> <p><u>第31条 (略)</u></p>	
	(削る。)
	(削る。)
	<p><u>第20条～第22条 (略)</u></p> <p><u>(実施状況の公表)</u></p> <p><u>第23条 市長は、毎年度、公文書の公開の制度について実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。</u></p> <p><u>第24条 (略)</u></p>

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現行		改正案	
別表第1 (略)		別表第1 (略)	
別表第2(第4条—第8条関係)		別表第2(第4条—第8条関係)	
1 石橋地区地区整備計画区域		1 石橋地区地区整備計画区域	
計画 区域	制限	計画 区域	制限
A地 区	(略)	A地 区	(略)
B地 区	用途の制 限	用途の制 限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはな らない。
			(1) <u>老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規 定する特別養護老人ホーム</u> (2) <u>共同住宅及び寄宿舎(A地区の項制限の欄第1号の 病院に勤務する医師及び看護師の居住の用に供する ものに限る。)</u> (3) <u>バス停留所の上屋、公衆電話所又は東屋</u> (4) <u>前3号の建築物に附属するもの</u>
	壁面の位 置の制 限・高さ の最高限		壁面の位 置の制 限・高さ の最高限

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<input type="checkbox"/> 度	<input type="checkbox"/> 度
2 東隼上り地区地区整備計画区域 (略) 備考 (略)	2 東隼上り地区地区整備計画区域 (略) 備考 (略)

宇治市子ども・子育て会議設置条例新旧対照表

現行	改正案
第1条・第2条 (略) (所掌事務)	第1条・第2条 (略) (所掌事務)
第3条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。 (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務 (2) (略)	第3条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。 (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務 (2) (略)
第4条～第10条 (略)	第4条～第10条 (略)

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第6条 (略) (新設)	<p>第1条～第6条 (略) (安全計画の策定等)</p> <p><u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るために、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 (自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p><u>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確</u></p>
(新設)	

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
第7条～第12条（略） (新設) (衛生管理等)	<u>実際に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u> 第7条～第12条（略） <u>(業務継続計画の策定等)</u> <u>第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> <u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</u> <u>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u> (衛生管理等)
第13条（略） 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように <u>必要な措置を講ずる</u>	 第13条（略） 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、 <u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予</u>

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
よう努めなければならぬ。	防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
3 (略)	3 (略)
第14条～第21条 (略)	第14条～第21条 (略)

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第5条 (略) (保育所等との連携)	第1条～第5条 (略) (保育所等との連携)
第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この <u>条、次条第1項</u> 、 <u>第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次の各号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間地その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると本市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)～(3) (略)</u>	第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この <u>条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次の各号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間地その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると本市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)～(3) (略)</u>
第7条 (略) (新設)	第7条 (略) (安全計画の策定等) 第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
(新設)	<p><u>家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> <u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者</u></p>

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
	<p><u>席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。</u></p>
<p>第8条・第9条 (略)</p> <p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p>	<p>第8条・第9条 (略)</p> <p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p>
<p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>必要</u>に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p>	<p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</u></p>
<p>第11条・第12条 (略)</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p>	<p>第11条・第12条 (略)</p>
<p>第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはなら</p>	<p>第13条 削除</p>

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<u>ない。</u> (衛生管理等) 第14条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように <u>必要な措置を講ずる</u> <hr/> <u> </u> よう努めなければならぬ い。 3~5 (略) 第15条~第49条 (略)	(衛生管理等) 第14条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、 <u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する</u> よう努めなければならぬ い。 3~5 (略) 第15条~第49条 (略)

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分については、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 法<u>第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法<u>第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分については、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 法<u>第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項及び第20条第7号において「選考方法」という。)により選考しなければならない。	どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項及び第20条第7号において「選考方法」という。)により選考しなければならない。
3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるような方法により選考するものとする。	3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号_____又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるような方法により選考するものとする。
4・5 (略) (あつせん、調整及び要請に対する協力)	4・5 (略) (あつせん、調整及び要請に対する協力)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保	2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第2号_____又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>育施設の利用について児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。</p> <p>第9条～第12条 (略)</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受け取ることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用</p>	<p>育施設の利用について児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。</p> <p>第9条～第12条 (略)</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受け取ることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</p> <p>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当す</p>	<p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</p> <p>(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当す</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>る教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(それらのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) 法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)<u>第25条</u>の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>る教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(それらのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) 法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)<u>第25条第1項</u>の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
第16条～第19条 (略) (運営規程)	第16条～第19条 (略) (運営規程)
第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに提供を行わない日 (5)～(11) (略)	第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならぬ。 (1)～(3) (略) (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに提供を行わない日 (5)～(11) (略)
第21条～第25条 (略) <u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u>	第21条～第25条 (略)
第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に係る教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	第26条 削除
第27条～第34条 (略)	第27条～第34条 (略)

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と</p>	<p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>あるのは「<u>同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子</p>	<p>あるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「<u>同項第1号又は第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就</p>	<p>どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「<u>同條第1号又は第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>第38条 (略) (提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超</p>	<p>学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>第38条 (略) (提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるような方法により選考するものとする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第40条～第50条（略）</p> <p>（特別利用地域型保育の基準）</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p>	<p>える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるような方法により選考するものとする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第40条～第50条（略）</p> <p>（特別利用地域型保育の基準）</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるような」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な」と、第43条第1項中「教育・保</p>	<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるような」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な」と、第43条第1項中「教育・保</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>「育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別</p>	<p>「育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。</p>	<p>利用地域型保育の対象となる法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。</p>
第53条 (略)	第53条 (略)

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第5条 (略) (出産育児一時金)	第1条～第5条 (略) (出産育児一時金)
第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>408,000円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。	第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>488,000円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。
第7条～第15条 (略) (一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)	第7条～第15条 (略) (一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)
第16条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。 (1) 所得割 <u>100分の7.75</u> (2) 被保険者均等割 <u>27,900円</u> (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 <u>18,000円</u> イ 特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以	第16条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。 (1) 所得割 <u>100分の7.57</u> (2) 被保険者均等割 <u>27,700円</u> (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 <u>17,700円</u> イ 特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。) <u>9,000円</u></p> <p>ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。) <u>13,500円</u></p>	<p>下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。) <u>8,850円</u></p> <p>ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。) <u>13,275円</u></p>
2 (略)	2 (略)
第16条の2～第16条の5の4 (略) (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)	第16条の2～第16条の5の4 (略) (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)
第16条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。	第16条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。
(1) 所得割 <u>100分の2.78</u>	(1) 所得割 <u>100分の2.87</u>
(2) (略)	(2) (略)
(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,200円</u> イ 特定世帯 <u>3,100円</u> ウ 特定継続世帯 <u>4,650円</u>	(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,500円</u> イ 特定世帯 <u>3,250円</u> ウ 特定継続世帯 <u>4,875円</u>
2 (略)	2 (略)

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
第16条の5の6～第16条の5の8（略） (後期高齢者支援金等賦課限度額) 第16条の5の9 第16条の5の3第1項又は第16条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第16条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条、第23条及び第23条の3において同じ。)は、 <u>200,000円</u> を超えることができない。	第16条の5の6～第16条の5の8（略） (後期高齢者支援金等賦課限度額) 第16条の5の9 第16条の5の3第1項又は第16条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第16条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条、第23条及び第23条の3において同じ。)は、 <u>220,000円</u> を超えることができない。
第16条の6～第16条の8（略） (介護納付金賦課額の保険料率) 第16条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。 (1) 所得割 <u>100分の2.97</u> (2) 被保険者均等割 <u>12,200円</u> (3) (略) 2 (略)	第16条の6～第16条の8（略） (介護納付金賦課額の保険料率) 第16条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。 (1) 所得割 <u>100分の2.89</u> (2) 被保険者均等割 <u>12,300円</u> (3) (略) 2 (略)
第16条の10～第22条（略） (低所得者の保険料の減額) 第23条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額から	第16条の10～第22条（略） (低所得者の保険料の減額) 第23条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額から

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>当該各号に掲げる額を減額した額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適</p>	<p>当該各号に掲げる額を減額した額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項において「給与所得者等</p>	<p>用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項において「給与所得者等</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない当該世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>19,530円</u></p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>12,600円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>6,300円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>9,450円</u></p>	<p>の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない当該世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>19,390円</u></p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>12,390円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>6,195円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>9,292円</u></p>
<p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>285,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>13,950円</u></p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区</p>	<p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>290,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>13,850円</u></p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額 (ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>9,000円</u> (イ) 特定世帯 <u>4,500円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>6,750円</u>	分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額 (ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>8,850円</u> (イ) 特定世帯 <u>4,425円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>6,637円</u>
(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に <u>520,000円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>5,580円</u> イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額 (ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>3,600円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,800円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,700円</u>	(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に <u>535,000円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>5,540円</u> イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額 (ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>3,540円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,770円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,655円</u>
2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支	2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>援金等賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の5の3第1項又は第16条の5の6第1項」と、「<u>19,530円</u>」とあるのは「6,720円」と、「<u>12,600円</u>」とあるのは「<u>4,340円</u>」と、「<u>6,300円</u>」とあるのは「<u>2,170円</u>」と、「<u>9,450円</u>」とあるのは「<u>3,255円</u>」と、「<u>13,950円</u>」とあるのは「4,800円」と、「<u>9,000円</u>」とあるのは「<u>3,100円</u>」と、「<u>4,500円</u>」とあるのは「<u>1,550円</u>」と、「<u>6,750円</u>」とあるのは「<u>2,325円</u>」と、「<u>5,580円</u>」とあるのは「1,920円」と、「<u>3,600円</u>」とあるのは「<u>1,240円</u>」と、「<u>1,800円</u>」とあるのは「<u>620円</u>」と、「<u>2,700円</u>」とあるのは「<u>930円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の7第1項」と、「<u>19,530円</u>」とあるのは「<u>8,540円</u>」と、「<u>12,600円</u>」とあるのは「4,200円」と、「<u>13,950円</u>」とあるのは「<u>6,100円</u>」と、「<u>9,000円</u>」とあるのは「3,000円」と、「<u>5,580円</u>」とあるのは「<u>2,440円</u>」と、「<u>3,600円</u>」とあるのは「1,200円」と読み替えるものとする。</p> <p>第23条の2～第28条の2 (略) (特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第28条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定による届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1</p>	<p>援金等賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の5の3第1項又は第16条の5の6第1項」と、「<u>19,390円</u>」とあるのは「6,720円」と、「<u>12,390円</u>」とあるのは「<u>4,550円</u>」と、「<u>6,195円</u>」とあるのは「<u>2,275円</u>」と、「<u>9,292円</u>」とあるのは「<u>3,412円</u>」と、「<u>13,850円</u>」とあるのは「4,800円」と、「<u>8,850円</u>」とあるのは「<u>3,250円</u>」と、「<u>4,425円</u>」とあるのは「<u>1,625円</u>」と、「<u>6,637円</u>」とあるのは「<u>2,437円</u>」と、「<u>5,540円</u>」とあるのは「1,920円」と、「<u>3,540円</u>」とあるのは「<u>1,300円</u>」と、「<u>1,770円</u>」とあるのは「<u>650円</u>」と、「<u>2,655円</u>」とあるのは「<u>975円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の7第1項」と、「<u>19,390円</u>」とあるのは「<u>8,610円</u>」と、「<u>12,390円</u>」とあるのは「4,200円」と、「<u>13,850円</u>」とあるのは「<u>6,150円</u>」と、「<u>8,850円</u>」とあるのは「3,000円」と、「<u>5,540円</u>」とあるのは「<u>2,460円</u>」と、「<u>3,540円</u>」とあるのは「1,200円」と読み替えるものとする。</p> <p>第23条の2～第28条の2 (略) (特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第28条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定による届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
項第1号に規定する雇用保険受給資格者証をいう。)の 提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。 第29条～第32条 (略)	項第1号に規定する雇用保険受給資格者証をいう。)又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知をいう。)の 提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。 第29条～第32条 (略)